



秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃の廃止決定に係る関係家内労働者
及び関係委託者の意見聴取に関する公示

秋田地方労働審議会一般公示第3号

秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃の廃止決定について調査審議を行ふに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、秋田県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託する委託者であつて意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和7年12月15日までに、秋田地方労働審議会（秋田市山王七丁目1番3号、秋田労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年11月28日

秋田地方労働審議会

会長 面山恭子

別 紙

意 見 書

令和 7 年 11 月 28 日 貴会が家内労働法第 11 条第 1 項の規定に基づき公示した秋田県通信機器用部分品製造業最低工賃の廃止決定について、下記のとおり意見を提出する。

令和 年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

秋田地方労働審議会

会 長 面山 恭子 殿